



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

天満労働基準監督署発表  
令和7年1月17日

天満労働基準監督署  
電話 06-7713-2003

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(墜落防止措置を講じていなかった疑い)

令和7年1月17日、天満労働基準監督署(署長 松浦洋介)は、有限会社古屋組及び同社職長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

- (1) 有限会社<sup>ふるやぐみ</sup>古屋組(以下「被疑会社」という。)  
本社所在地 大阪市住吉区遠里小野  
事業内容 建物解体工事業
- (2) 同社職長 A(以下「被疑者 A」という。)

#### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反  
同法第21条第2項  
同法第27条第1項  
労働安全衛生規則第518条第2項  
同法第119条第1号(罰則)  
同法第122条(両罰)

#### 3 事件の概要

令和5年8月16日、被疑者 A は、大阪市北区浮田所在の木造家屋の解体工事現場において、被疑会社所属の労働者 B に、仮設構造物を設置する作業を行わせるにあたり、作業場所の高さが約5メートルであって墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかったもの。

#### 4 参考事項

- (1) 上記法違反の結果、令和5年8月16日、労働者 B が、高さ約5メートルの丸太上から墜落し、頭部外傷等を負う労働災害が発生している。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

**労働安全衛生法**（昭和四七・六・八 法律第五七号）

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二～四 (略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**労働安全衛生規則**（昭和四七・九・三〇 労働省令第三二号）

(作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。